

平成 27年 05月 24日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

風・光・安芸のいえ

グループの名称

広島県工務店協会

直近採択グループ番号

03-0462-0396

※過去に地域型ブランド化事業で  
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

河井 英勝

代表者印

代表者所属先

一般社団法人広島県工務店協会

代表者構成員番号

IX-1

代表者所在地

広島県広島市南区西霞町2-31-601

代表者電話番号

082-256-3080

(グループ事務局)

事務局事業者名

一般社団法人広島県工務店協会

事務局構成員番号

IX-1

事務局担当者名

坂本 さかえ

印

事務局郵便番号

734-0044

事務局所在地

広島県広島市南区西霞町2-31-601

事務局電話番号

082-256-3080

事務局FAX

082-256-3081

事務局担当者E-mail

koumuten-k@hiroshimaba.org

1. 地域型住宅の名称(必須)	風・光・安芸のいえ
2. グループの名称(必須)	広島県工務店協会
3. 直近採択グループ番号(必須)	03-0462-0396
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	広島県、山口県東部
5. 結成年(必須)	1984 年
6. グループ代表者名(必須)	河井 英勝
7. グループ代表者の所属先(必須)	一般社団法人広島県工務店協会
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	IX-1
9. グループ代表者所在地(必須)	広島県広島市南区西霞町2-31-601
10. グループ代表者電話番号(必須)	082-256-3080
11. グループ事務局事業者名(必須)	一般社団法人広島県工務店協会
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	IX-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	坂本 さかえ
14. グループ事務局郵便番号(必須)	734-0044
15. グループ事務局所在地(必須)	広島県広島市南区西霞町2-31-601
16. グループ事務局電話番号(必須)	082-256-3080
17. グループ事務局FAX番号(必須)	082-256-3081
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	koumuten-k@hiroshimaba.org

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	7	産地・出荷者が多数にわたる原木供給者の特定ができない場合がある。1.原木供給業者を特定できないのでグループ構成員として登録しない。2.製材、集成材、合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する。 製材、集成材、合板グループから直接購入を行う場合がある。また、一部流通グループを介さずに、地域材の調達を行う場合がある。 一部、施工グループの構成員においては、手刻みによる加工を行うため、プレカットグループを経由しない場合がある。
II. 製材・集成材製造・合板製造	10	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	19	
IV. プレカット	14	
V. 設計	35	
VI. 施工	28	
VII. 省エネルギー設備等の流通	0	
VIII. 木材を扱わない流通	0	
IX. I～VIII以外の業種	3	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
			番号記入欄		
	合法木材	国内	合法木材証明制度	3	国内
	合法木材	国外	合法木材証明制度	3	国外
	合法木材	国内	SGEC認証制度	2	国内
	合法木材	国外	PEFC森林認証制度	2	国外
	合法木材	国外	FSC認証制度	2	国外
	合法木材	国外	SFI森林認証制度	2	国外

B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数(必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 58 戸		地域材加算合計 52 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 52 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 6 戸		
	うち申請が確実 11 戸	うち申請が確実 2 戸	地域材加算(うち申請が確実) 12 戸	
	うち申請が未確定 41 戸	うち申請が未確定 4 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 40 戸	
	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 43 戸		地域材加算合計 32 戸	
	うち申請が確実 11 戸	地域材加算(うち申請が確実) 9 戸		
	うち申請が未確定 32 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 23 戸		
高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計 32 戸		地域材加算合計 21 戸		
うち申請が確実 10 戸	地域材加算(うち申請が確実) 7 戸			
	うち申請が未確定 22 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 14 戸		
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積(優良建築物を供給するグループのみ必須)	優良建築物			
	うち申請が確実 棟	m <sup>2</sup>		
	うち申請が未確定 棟	m <sup>2</sup>		

D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須)	○本事業への参加を希望する工務店全社に最低1戸の配分を目指す。 ○未経験の工務店や、受注が確実視されている工務店を優先的に配分していく。			
---	---	--	--	--

E. 平成26年度の執行状況(H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長期優良住宅			
	採択戸数 戸	交付申請戸数 戸	完了実績見込み	
			竣工済 戸	竣工予定 戸
	木造建築物			
	採択棟数 棟	採択床面積 m <sup>2</sup>		



























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 風・光・安芸のいえ	(地域型住宅供給対象地域) 広島県、山口県東部
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 広島県工務店協会	(結成年) 1984年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	03-0462-0396	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取り組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	①電気による出火を防ぐため設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカー(分電盤型・感震リレータイプ・コンセントタイプ)のいずれかを設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減する。 ②災害時に助け合って避難できることを想定して、家族の寝室が上下階に分かれているなら同一フロアに設計・施工する。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	顧客の条件、希望を最優先にすることで、屋根形状及びデザインや軒の出寸法800は推奨とする。(立地条件等により自由対応とする)	○
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	少子高齢化で高齢者が増える中で、県内の住宅もこうした流れに対応する必要があり、グループとしては、ユニバーサルデザインを中心に以下の中でいずれか一つをデザインルールとして入れる。①R付き出隅②フラットスルーウインドウ③イルミサポートバー④広めの廊下幅⑤ゆるやかな階段⑥フラットドアストッパー⑦階段の縦手すり⑧スライドベンチ付きシューズボックス	◎
④①～③の背景	県南部は瀬戸内海に面し、気候温暖だが、北部における冬の寒さは過酷である。又、日照時間の多さは日本有数の好条件を有している。南部、北部共に軒の深い切妻・赤瓦の民家が多くみられる。山間部は急傾斜地が多く、平野部も安定した地盤は少ない。又、地震、雨などによる被害が出やすく2014年8月20日、局地的な短時間大雨によって安佐北区可部、安佐南区八木・山本・緑井などの住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生し甚大な被害を及ぼした。このことから、災害に対応する機能を担う住宅が望まれる。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	○施主の安心を充実させるために、非常用持ち出し袋・緊急避難セットを1戸につき、1個用意する。 ○1戸あたり50本の苗木を広島県森林組合連合会を通し植える取り組みをする。	◎

イ. 効率的な住宅生産体制の整備

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	長期優良住宅の建材については、主要構造部の無垢の柱は原則4寸角以上を使用することで統一化を図る。認定低炭素、ゼロエネの建材については、主要構造部の通し柱は原則4寸角以上とする。	◎
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	感震ブレーカーについては、共同で購入をすることで合理化を図るようにする。	○
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	グループ内にグリーン化対応委員会を設置し、原木～施工会社等の状況を把握することで、生産性の無駄を減らすことができ合理化につながる。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	事務局は、参加施工会社の進捗状況を施工会社以外にも情報を共有するために、メーリングリストを作成し、情報の一元化を図る	◎
b		
①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	一般社団法人JBNが編集した「木造住宅工事管理の実務」は、工程順に現場管理の要点をまとめた実践の手引書であり、これに沿うことで施工基準の整備を行う。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールを設定	「木造住宅工事管理の実務」に記載されている《木造住宅施工状況現場検査チェックシート》を活用することで、検査ルールを明確化にでき、シートに基づき検査を行う。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	一式表示をなくすことを目的として、グループで共通の見積書を作成し、これをもとにして施工会社がそれぞれ見積書を作成することで、消費者に対する信頼性向上につなげる。	◎
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	広島県工務店協会のHPIにて、施工写真等を定期的に掲載することで、グループの信頼性向上を図る。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	地域型住宅においてグループで定めた「JBN施工管理マニュアル」を順守し、第三者機関として一般社団法人JBNによる「風・光・安芸のいえ」仕様チェックを受ける。	◎

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 風・光・安芸のいえ	(地域型住宅供給対象地域) 広島県、山口県東部
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 広島県工務店協会	(結成年) 1984年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	03-0462-0396	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報としてJBN「いえもり・かて」に蓄積する。	◎
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化		◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	一般社団法人JBNが推進する指定期間(1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年)の点検の実施と完了報告の義務化。	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	住宅引渡時にお施主に、日常の清掃とお手入れが重要であることを「JBN住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れの仕方を説明する。	◎
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	消費者に対しての対応窓口としてグリーン化対応委員会と同じグリーン化管理検討委員会を設置する。	◎
b	廃業事業者が出た場合、以後の点検メンテナンスを引き受けるグループ内の施工会社を検討委員会が選定し、当該顧客に紹介する。	◎
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制		◎
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	グループとして、瑕疵担保の担保金として1戸につき1万円を積み立てることで、安心の向上策を図る。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。	該当なし	

エ. グループの技術力の向上

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	サポート支援として、一般社団法人JBNや関係団体等によるサポートやグループの検討委員会主催の仕様内容研修会・長期優良住宅関連等に関する研修会を実施する	◎
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催		◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	一般社団法人JBNと連携し、「長期優良住宅基礎セミナー」や「改正省エネセミナー」等を年2回以上開催する	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	未経験工務店に対して、経験工務店が長期優良住宅の設計・申請の流れや受注をとるための営業研修をすることにより長期優良住宅に取り組む工務店を増やす。また、ゼロエネ住宅も同じく経験工務店が主導になり研修会をすることで取り組む工務店を増やすことで、長期優良住宅とゼロエネ住宅の需給を安定的に増やすことにつなげる。	◎
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	広島県木造住宅生産体制強化推進協議会と研修会や現場見学会を合同で開催することで、大工を始め電気・左官等様々な職方に長期優良住宅やゼロエネ住宅の仕様等を理解してもらい、現場の合理化へつなげる。	◎
b	グループに参加している施工会社・設計会社をはじめとして、建材・プレカットなどにも受講の推進を図り、グループとして40名以上の受講者を目標とする。	◎
①省エネ技術講習会への参 加目標人数		◎
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	省エネ技術講習会を運営する全国木造住宅生産体制強化推進協議会(全国協議会)の構成団体に(一社)JBNが参加しており、広島県木造住宅生産体制強化推進協議会(地域協議会)の構成団体に当協会も所属しているの で、JBNと連携を図り、グループ施工会社・設計会社・大工等に講習会の周知を図る。	◎
c	国土交通省がすすめるスマートウェルネス事業についても、今後の施工会社などにとって重要な項目になるので、検討委員会で施工内容・仕様等を検証する。	○
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法		○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	スマートウェルネス事業について、検討委員会で参加する施工会社の中で対応ができる工務店を中心に、健康に関する実証実験の対応を図る	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。	該当なし	

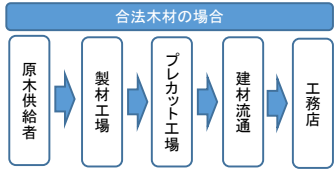
※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 風・光・安芸のいえ	(地域型住宅供給対象地域) 広島県、山口県東部
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 広島県工務店協会	(結成年) 1984年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	03-0462-0396	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄	
a	①地域材ごとの使用部位(必須)	○主要構造部に合法木材(国内・国外)50%以上使用すること	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)	○1棟当たりの使用量は7㎡以上とし、その割合は50%以上とする	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須)	○主要構造部の無垢の柱は、原則4寸角以上のものを使用する。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明	<p>○一部、施工グループの構成員においては、手刻みによる加工を行うため、地域材の供給の流れの中で、製材・集成材・合板グループから直接購入を行う場合がある。また、一部流通グループを介さずに、地域材の調達を行う場合がある。(一部プレカット加工を利用する場合)</p> <p>○合法木材の一部においては、産地・出荷者が多岐にわたり、原木供給者の特定が困難な場合が多々ある。この為、①原木供給者を特定できないので、グループ構成員として記載しない。②製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する。</p> <p>○原木供給者が海外であるため、本事業において、必要とされる本社の適用申請書記載事項確認書の添付が期限内での入手が不可能であった為、原木供給事業者の登録を行っていない。上記事業者の原木出荷が適合していることを示す。</p> <p>(1)以下に該当する認証制度に基づく証明書の添付。 該当認定制度 ①都道府県により産地が証明される制度またはこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品。 ②森林経営の持続性の環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品。 (2)原木の産出国がわかる書類ひな形添付。</p> <p>○合法性の証明は最後の納入業者が証明する。</p> 	
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組	メーリングリストを作成して、プレカット会社からの情報を中心に施工会社等に配信することで情報の共有化を図る	◎
	②グループ全体における地域材の需給予測	2か月に1回施工会社へ進捗調査をすることで需給予測を図る。	◎
c	①-1 畳の活用	(一社)JBNは、全日本畳事業協同組合と「国産いぐさ畳流通協議会」を設立し、国産いぐさを使用した畳の推進を図っている。全木協の東京都支部である全木協東京都協会では、国産いぐさ畳を普及広報する。	◎
	①-2 和瓦の活用	消費者にたいして、石州瓦をすすめる。	○
	①-3 襖の活用	設計時に消費者にたいして、和室をすすめることで、襖の活用を推進する。	○
	①-4 障子の活用	施工会社各社の現場見学会等を通じて消費者にたいし和室をすすめることで障子の設置を図る。	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用	該当なし	
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組	パッシブデザインで切妻を推奨する。	○
	②地域の住まい方の継承につながる取組	風、風向を考慮した風をデザインするよう取組む。	○
	③地域の街並み形成へ寄与する取組	街並みに関して、広島県が作成しているマスタープランでは、CASBEEを推奨しておりグループとしても、CASBEEの推進を図る。	◎
	④和の住まいの要素を取り入れた取組	県内は、冬に太陽からの日射量が多いので、「掃出し窓」等の大きな開口をもうけて日中の太陽熱を室内に取り入れて暖房の効果を得るように推進する。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	国土交通省が中心となった「和の住まい推進関係省庁連絡会議」が作成した冊子「和の住まいのすすめ」を施工会社と住まい手に渡すことで和の住まいの推進を図る。	◎	

その他		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	JBNと全国建設労働組合総連合の2団体で構成する(一社)全国木造建設事業協会(略称:全木協)が都道府県と応急仮設木造住宅建設に関する協定を現在までに17県と締結している。広島県とは平成25年2月6日に協定締結し、全木協会の支部である全木協広島県協会が広島県で災害が起こった時には、地場工務店・大工等の力を結集して災害復興にあたる。広島県との災害協定締結後、連携体制の確立、応急仮設住宅建設実施訓練に取り組んでいる。また、全木協福島県協会が携わる福島県での復興住宅建設については、9月に全木協で視察研修を予定しており、全木協広島県協会でも支援を予定している。	◎
<p>グループが取組む木造住宅・建築物の特徴</p> <p>※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。</p> <p>※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。</p> <p>当会の取組む認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅は以下の通りとする。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>住宅の高断熱化</b> 冬は日差しを取り込み、夏は日差しを遮る</p> </div>		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。